

○ 個人情報保護委員会告示第十七号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十二日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （外国にある第三者への提供編）</p>
<p>目次</p> <p>[略]</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準</p> <p>4-1 適切かつ合理的な方法（規則第16条第1号関係）</p> <p>[略]</p> <p>また、<u>アジア太平洋経済協力（APEC）越境プライバシールール（CBPR）システム又はグローバル越境プライバシールール（CBPR）システム（※）</u>の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。</p> <p>[略]</p> <p>（※）<u>APEC CBPRシステム</u>は、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制</p>	<p>目次</p> <p>[同左]</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準</p> <p>4-1 適切かつ合理的な方法（規則第16条第1号関係）</p> <p>[同左]</p> <p>また、<u>アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システム（※）</u>の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。</p> <p>[同左]</p> <p>（※）<u>APEC CBPRシステム</u> 事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性</p>

度。A P E Cの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国・地域がアカウントビリティ・エージェントを登録する。このアカウントビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のA P E Cプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、A P E C C B P Rシステムの参加国である。

また、グローバルC B P Rシステムは、事業者のグローバルC B P Rプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。本制度への参加を認められた国・地域がアカウントビリティ・エージェントを登録する。このアカウントビリティ・エージェントが、事業者の申請に基づき、当該事業者のグローバルC B P Rプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。我が国は、グローバルC B P Rシステムの参加国である。

4-2 法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置（規則第16条第1号関係）

[略]

「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（O E C D）におけるプライバシーガイドライン、A P E Cプライバシーフレームワーク及びグローバルC B P Rフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

を国際的に認証する制度。A P E Cの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウントビリティエージェント（A A）を登録する。このA Aが事業者について、その申請に基づきA P E Cプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

4-2 法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置（規則第16条第1号関係）

[同左]

「法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置」については、外国にある第三者により個人データが取り扱われる場合においても、我が国の個人情報取扱事業者により個人データが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図るという観点に加え、経済協力開発機構（O E C D）におけるプライバシーガイドラインやA P E Cにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整合性も勘案する。

[略]

[4-2-1~4-2-20 略]

4-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第16条第2号関係）

[略]

これには、提供先の外国にある第三者が、APEC CBPRシステム又はグローバルCBPRシステムの認証を取得していることが該当する。なお、個人データを提供する者がCBPRの認証を取得している場合については、4-1（適切かつ合理的な方法）を参照のこと。

5 同意取得時の情報提供

[略]

5-1 [略]

5-2 提供すべき情報（規則第17条第2項関係）

[略]

(1) [略]

(2) 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第17条第2項第2号関係）

① [略]

② 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

[略]

(ア) [略]

[同左]

[4-2-1~4-2-20 同左]

4-3 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第16条第2号関係）

[同左]

これには、提供先の外国にある第三者が、APECのCBPRシステムの認証を取得していることが該当する。なお、個人データを提供する者がCBPRの認証を取得している場合については、4-1（適切かつ合理的な方法）を参照のこと。

5 同意取得時の情報提供

[同左]

5-1 [同左]

5-2 提供すべき情報（規則第17条第2項関係）

[同左]

(1) [略]

(2) 「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」（規則第17条第2項第2号関係）

① [同左]

② 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

[同左]

(ア) [同左]

(イ)当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

[略]

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例 1) [略]

事例 2) 当該第三者が所在する外国が A P E C C B P R システム又は グローバル C B P R システムの参加国・地域 であること

[(ウ)・(エ) 略]

[(※1)～(※3) 略]

(3) [略]

5-3 [略]

[5-3-1・5-3-2 略]

6 [略]

【付録】 [略]

(イ)当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

[同左]

【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例】

事例 1) [同左]

事例 2) 当該第三者が所在する外国が A P E C の C B P R システムの加盟国 であること

[(ウ)・(エ) 同左]

[(※1)～(※3) 同左]

(3) [同左]

5-3 [同左]

[5-3-1・5-3-2 同左]

6 [同左]

【付録】 [同左]

備考 表中の [] の記載は社記である。

附 則

りの告示は、公布の日から施行する。